

# 会 議 録

第8回定例会

開会 令和3年7月21日

## 教育委員会会議録

1 開 会 令和3年7月21日 午前10時

2 閉 会 令和3年7月21日 午前11時30分

### 3 教育委員会出席者

教育長	榊 浩一
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子
委 員	菊池 健次
委 員	島 隆寛
委 員	三木 千佳子

### 4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	臼杵 一浩
教 育 次 長	藤本 和史
教 育 次 長	藤田 完
コンプライアンス推進室長	中村 ゆかり
教育創生課長	重田 英紀
福利厚生課長	岡島 敏子
学校教育課長	木屋村 浩章
特別支援教育課長	田中 清章
教育政策課長	高崎 美穂
教育政策課副課長	高木 和久

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[議 事]

教育長 報告事項 2 及び報告事項 4 を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第 2 3 号 令和 4 年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校生徒募集選抜要項  
について》

教育長 説明を求める。  
教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第 2 3 号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長 議案第 2 3 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第 2 4 号 令和 4 年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。  
教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

島委員：スクール・ポリシーが出てくる選抜形式は、初めてであると思う。スクール・ポリシーをどのように反映させるかは、各学校長に任せるのか。

教育創生課長：調査書に記載されている活動の記録や、面接でのポリシーに関する質問を通して、各学校が求める生徒像に照らし合わせることにより、学校長が総合的に判定することになると考えている。

島委員：スクール・ポリシーを反映させることや特色選抜のバリエーションを増やす

こと、過去で言うと総合選抜制度を改めることや学区を見直すことなど、大きく制度等が変わるときには、在り方検討会議などを経て決定されていくが、今回のスクール・ポリシーに関しては、どのようなプロセスで検討され、入学者選抜に関わってきたのか伺いたい。

教育創生課長：新しい学習指導要領に変わり、高校の特色化・魅力化を図っていく中で、各学校のスクール・ミッションを再定義し、それに基づきスクール・ポリシーを策定するということが示された。これを受け、徳島県でも在り方検討会議で諮り、スクール・ポリシーを策定し、入学者選抜にも反映することとなった。

河口委員：スクール・ポリシーが策定され、進路選択をするときには各学校・各生徒がしっかりとこれらを目にすることとなる。生徒が各学校の特色を知った上で、自分なりに考えて進路先を選択することになり、それが面接時などにも反映されていくと思うので、より良い選択につながっていくと考える。

教育長 議案第24号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長 議案第24号を原案どおり決定する旨を告げる。

### 《報告事項3 令和4年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内について》

教育長 報告を求める。  
教育創生課長 内容等を報告する。

#### 〈質 疑〉

小林委員：以前にも申し上げたことがあったが、高校の制服規定などを生徒募集案内に掲載してはどうか。入学前に学校の規定を見て、厳しいと感じたのであれば志望しないということも起こりうるので、進路選択にも関わってくる。また、入学前に生徒が規定を知っていたのであれば、高校の先生方が指導しやすくなると思う。その点については、この案内にどのように反映されたのか。

教育創生課長：学校情報の「制服など」の欄にあるQRコードを読み取ると、各学校の制服の写真やイラストを見ることができる。今回、多くの学校は、それに加えて服装の規定などを掲載することとしている。

小林委員：承知した。

《議案第25号 令和4年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。  
特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第25号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
教育長 議案第25号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項5 令和4年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧について》

教育長 報告を求める。  
特別支援教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし。

《報告事項1 「不祥事根絶対策タスクフォース」について》

教育長 報告を求める。  
コンプライアンス推進室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：このような取組を行っていくのは良いことだとは思いますが、管理職が過度に萎縮してしまうことはないか。例えば、企業の例で言うと、社員が遅刻又は無断欠勤をしたとき、こうした取組を行っていることによって、ハラスメントにならないかを必要以上に心配してしまい、上司として必要な指導であるに

もかわらず、管理職が指導しにくくなるおそれはないか。過度な萎縮がおこらないように注意いただきたい。「ことなかれ」になってはいけないので、管理職として、業務上指導すべきことは、当然、しっかりと指導していただきたい。

コンプライアンス推進室長：委員お話しのとおり、管理職として指導すべきことと、指導するに当たって留意することなど、管理職が適切に指導できるようにするためにも、今回の「提案」の内容は役立つと考えている。

小林委員：この「提案」の内容は、今までにも繰り返し研修等で指導されてきた内容ではないのか。

コンプライアンス推進室長：目新しいものではない。内容は教員として当たり前のことばかりである。しかし、当たり前のことであるがゆえに、再度、自分事として確認することが重要であると考えている。

小林委員：確かに、当たり前のことであっても、改めて教職員全員に再認識してもらうことは大切である。もう1点伺いたい。今回のタスクフォースの委員は、どのような基準で選考されたのか。公募したのか。

コンプライアンス推進室長：委員は、公募ではなく、県教育委員会で選考した。年齢、役職、男女のバランス、業務実績等を考慮し選考した。

河口委員：「提案」の内容には「具体的な取組例」が書かれていて、よく分かる内容と思う。もちろん一概には言えないが、不祥事を起こしてしまう教職員の特徴の一つとして、所属感が薄いということも挙げられる。この「提案」に基づき、改めて所属で研修を行うと良い。先ほど、委員の選考方法の話が出たが、学校一丸となって不祥事根絶に取り組む、また地域連携という面においても、管理職から委員を選考する必要はなかったのか。風通しの良い職場環境づくりに取り組むためには、委員の中に管理職がいると、学校をまとめる立場である管理職側の意見も拾い上げられるので、より議論が深まったのではないか。

教育長：タスクフォースの委員の人選時、管理職を入れる案も出たが、まずは現場で何が起きているのかを把握し検討するため、今、教育活動の最前線で働いている教諭等から選考し、現場目線の意見を拾い上げることとした。また、今回のタスクフォースは、教職員一人一人の資質など、個人的な問題だけに焦点を当ててるのではなく、組織で不祥事事案を防いでいくという考えのもと、支え合う組織、助け合う組織という大きな括りでも考えていただいた。教職員の業務は、常に他人に見られているという意識を持つことが大事である。

「提案」の中の「具体的な取組例」などは、学校長が学校運営に関してマネジメントする際の資料として使っていただきたい。

小林委員：昔からいせつ事案はあったとは思いますが、昔は、今ほど、被害者がなかなか声を挙げるができなかったのかも知れない。このような「提案」が県教育委員会から出ることによって、今後、声を挙げる人も増えると思うので、未然防止の観点からも良いことだと思う。

河口委員：教職員全員が繰り返し研修を受けることによって、学校外においても自己統制できるようになる。勤務時間外における行動を振り返る、良いきっかけとなると思う。

[非公開]

《報告事項 2 公益通報の受付・処理状況について（令和3年4月から6月分）》

《議案第26号 退職手当の支給制限処分について》（追加）

《報告事項 4 令和4年度使用高等学校用教科用図書採択について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午前11時30分